

概要

自社株対価M&Aは、買取者が買収資金を外部から調達する必要がないというメリットがあり、欧米においては大規模なM&Aで積極的に用いられている。また、対象会社の株主の視点に立つと、売却の対価として買取者の株式を取得することにより、買取後のシナジーを享受できるメリットがある。

日本の株式会社が自社株対価M&Aを行おうとする場合、組織再編行為である株式交換を用いる方法があり得るが、対象会社が日本の会社である場合にのみ可能な方法であり、しかも全部買収に限られるという難点がある。また、税務上、株式交換については、法人税法上一定の要件を満たした適格株式交換とならない限り、対象会社に時価評価課税^①がなされるといふ問題もあるところである。

そこで、対象会社の株式を現物出資として受け入れて自社株を発行する方法が検討されてきたが、会社法上の有利発行規制^②や現物出資規制^③を遵守する必要があるという点で手続的な負担が重く、また、対象

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案が平成30

年5月に成立し、同年7月9日に施行された。改正後の産業競争力強化法(以下、「改正産強法」といい、改正前の同法を以下、「旧産強法」という)においては、①自社株を対価とするM&A(以下、「自社株対価M&A」という)、②スピントフ、③株式等売渡請求を用いたスクイズ・アウトのそれぞれについて、会社法上の特例措置が改正ないし新設された。さらに、平成30年度税制改正により、一定の要件を満たした改正産強法上の特別事業再編計画の認定を受けた自社株対価M&Aについて、対象会社の株主に生じる譲渡損益への課税を繰り延べる旨の規定が創設された。

本稿では、これらのなかでも特に実務上のインパクトが大きいと考えられる①自社株対価M&Aを中心に取り上げ、改正産強法上の特別事業再編計画を用いた自社株対価M&

Aの活用例を、上場会社を主に念頭に置いて検討する。

また、②スピントフは、支配関係のある株主が存在しない上場会社を主に想定して導入されたものであるが、現時点では、上場実務の関係もあって、現実にも用いることができる可能性が必ずしも高くない状況にある。そこで、本稿では、支配関係のある株主が存在する場合における分割型分割等が、スピントフに類似していることに着目して、そのような分割型分割等の活用例についても、近年の税制改正を踏まえつつ検討することとする。

そして、最後に、③株式等売渡請求制度を用いたスクイズ・アウトについても、簡単に概観することとしたい。なお、本稿に記載されている見解は筆者らの個人的な見解であって、筆者らの所属する法律事務所・税理士事務所の見解ではないことを付言する。

第1章

譲渡損益への課税の繰延べ 改正自社株対価M&Aの 活用ポイント

ポイント

・旧産強法のもとで、公開買付けの方法により対象会社株式を取得し、対象会社を関係事業者とする等の条件を満たした自社株対価M&Aについては有利発行規制および現物出資規制等の適用除外の特例が認

められていたところ、対象会社株式を相對譲渡により取得する場合や既存の關係事業者の株式を買い増す場合の自社株対価M&Aについても、当該特例の適用を可能とする旨の改正がなされた

・改正産強法上の特別事業再編の認

定を受けた自社株対価M&Aについて、対象会社株主に生じる譲渡損益への課税を繰り延べる規定が租税特別措置法に創設された